

建設CADシステム  
及び電子納品検査プログラム導入  
基本仕様書

京 丹 波 町

# 建設CADシステム及び電子納品検査プログラムに係る仕様書

## 【目次】

- 1 総則
- 2 CALS/ECについて
- 3 基本事項
- 4 要求仕様
- 5 導入・設定作業
- 6 サポート
- 7 納入場所
- 8 納入期限
- 9 その他

## 1 総則

本仕様書は、京丹波町（以下「町」という）が実施する事業等における工事および業務のCALS/EC整備の一環として、設計、積算などにおける情報の共有と連携技術による省力化を図るため、本町の作業、工事施工・管理等の効率化、コスト縮減を目的に、導入する建設CADシステム等に関する仕様を示すものである。

## 2 CALS/ECについて

### (1) CALS/ECの目的

導入するアプリケーションソフトは、町における関係職員の情報リテラシー（知識及び利用能力）の向上を目的として導入するものであり、職員が日常使用するOAパソコンを用いて、発注図書の作成、加工、閲覧ができる環境を整備し、設計、積算、施工の各段階での業務執行の効率化を図る事を目的としている。

### (2) 導入ソフトの基本用途

導入するソフトの基本的な用途については以下の通りとする。

#### (f) 電子納品成果物受領・工事検査時における支援作業

- a 調査、設計、工事など各業務段階の最終成果を、国土交通省及び農林水産省策定の電子納品要領（案）に準拠した電子検査の実施
- b 電子検査実施後の電子成果品に対する修正・指示内容の出力
- c 工事発注時の発注図登録

#### (g) 図面閲覧作業

- a 電子納品成果物のCADデータ（工事発注用当初設計図面、変更設計図面）の内容確認・出力

#### (h) CADデータに関する作業

- a 電子納品成果物の内容の確認および修正支援
- b 図面作成要領に基づき作図されているかの確認および修正支援

#### (i) 図面の作成作業

- a 工事発注用の当初設計図面、変更設計図面等の作成・編集
- b 委託業務の成果物のCADデータを基に、各種図面の作成

## 3 基本事項

建設CADシステム及び電子納品検査プログラム導入に関する基本事項は以下のとおりとする。

### (1) ライセンス数（※インストールするパソコン数13台）

建設図面プログラム（建設CAD単体）

同時起動 10ライセンス

建設測量総合システム（建設CAD+測量関連計算機能含む）

同時起動 3ライセンス

電子納品検査プログラム

同時起動 1ライセンス

PDF取込アシスト

同時起動 1ライセンス

### (2) ライセンス管理方式

個別プロテクト（USB）によるライセンス管理方式とする。

#### 4 要求仕様

導入する建設CADシステムについては、福井コンピュータ株式会社の以下とする。

- (1)建設図面プログラム（武蔵版）バージョン：建設CADVer 7
- (2)建設測量総合システム（武蔵版）バージョン：建設CADVer 7
- (3)電子納品検査プログラム Ver.9
- (4)PDF取込アシスト

#### 5 導入・設定作業

##### (1)インストール作業

契約者は、契約担当職員の立会いのもと、指定するPCへ建設CADソフト等のインストール作業を行うこと。

作業時間は原則として休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、これ以外に作業が必要となる場合は、契約担当職員の指示する時間内とする。

##### (2)セキュリティ等

インストールすることによりパソコン等に障害を与えないこと。なお、障害が発生した場合は速やかに契約担当職員へ報告し、無償にて対策を講じること。

#### 6 サポート

導入後のサポートについては、以下のとおりとする。また、下記の内容に関しては、当該ソフトの開発業者と遅滞なく連携をとれるようにすること。

##### (1)障害修正ファイル（パッチ）等の提供等

ソフト納入後に製品のバグ修正等パッチの提供を行う必要が生じた場合、CD-ROMおよびインストールマニュアルを準備すること。ただし、導入作業については町で実施する。

#### 7 納入場所

別紙のとおりとする。

#### 8 納入期限

平成24年3月26日までとする。

#### 9 その他

##### (1)守秘義務

契約者は、本業務上知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。なお、この規定は、本契約終了後も有効に存続する。

##### (2)保証

ソフトウェアの設定、調整に関し不具合が発見された場合は、無償で回避処置を検討・実施し、業務に支障の無いようにすること。

(3)契約全般その他本仕様書に疑義が生じた場合は、契約者と町との協議によるものとする。

(4)契約代金の請求方法は、納入先ごとに契約代金を分けて請求書を作成すること。

## 納入場所及びライセンス数

納入先	種類	ライセンス数
土木建築課	建設図面プログラム	6
	建設測量総合システム	2
産業振興課	建設図面プログラム	1
	建設測量総合システム	1
水道課	建設図面プログラム	2
監理課	建設図面プログラム	1
	電子納品検査プログラム	
	PDF取込アシスト	